

広島市個人情報保護条例施行規則の改正について

(改正の要旨)

個人情報の保護に関する法律の改正及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、同法の引用部分についての規定の整備

広島市個人情報保護条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正
第1条～第3条 (略) (利用目的の明示の特例に係る法人) 第4条 条例第5条第5項第3号の規則で定める法人は、 <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)別表に掲げる法人とする。</u>	第1条～第3条 (現行に同じ。) (利用目的の明示の特例に係る法人) 第4条 条例第5条第5項第3号の規則で定める法人は、 <u>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 別表第1</u> に掲げる法人とする。
第5条～第17条 (略)	第5条～第17条 (現行に同じ。)